

2023 あおもり人財確保推進施策 ガイドブック



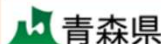
人材確保や職場
定着について
相談できるところ
が知りたい

人を雇うときに
使える補助金
などが知りたい

人材確保や雇用
関係の支援制度
はどんなものが
あるか知りたい

人材確保の効果
的な方法を採用
のプロに教えて
ほしい

このガイドブックは、人材確保に関する補助金や助成金、支援サービス、支援機関などの情報を掲載しています。掲載している内容は、令和5年6月30日現在のもので、以降、申請受付終了など変更になっている場合がありますので、御検討ご利用の際はあらかじめお問合わせください。

令和5年9月  青森県

(青森県商工労働部 労政・能力開発課)

あおもり人財確保推進施策ガイドブック目次

1	あおもり人財確保推進センター 採用や職場定着、人材確保の相談窓口	1
2	令和5年度人財確保支援事業専門家派遣	2
	1. 令和5年度人財確保支援事業専門家派遣について	
	2. 令和5年度人財確保支援事業専門家派遣 登録専門家の紹介	
3	人材確保や定着力の向上に力を入れたい	8
	1. 令和5年度青森県中小企業若手人材確保・定着支援事業費補助金	
	2. あおもり若者定着サポート企業	
	3. あおもり県内就職促進パートナー企業	
	4. 青森働き方改革推進支援センター	
4	UIJターン者を採用したい	10
	1. 移住支援金の対象法人登録	
	2. 青森県公式就職情報サイト あおもりジョブ	
	3. 青森県UIJターン還流促進交通費助成事業	
5	プロフェッショナル人材を採用したい	12
	1. 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点	
	2. プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金	
6	求人情報を掲載したい	13
	1. 青森県公式就職情報サイト あおもりジョブ	
	2. あおもり副業・兼業情報サイト	
7	求人マッチングなど	14
	1. ハローワーク（青森・八戸・弘前）人材確保対策コーナー	
	2. 公益財団法人産業雇用安定センター 再就職・出向支援	
	3. 青森県福祉人材センター	
	4. 青森県保育士・保育所支援センター	
	5. 青森県農業労働力求人マッチングサイト	
	6. 在籍型出向による雇用維持の支援について	
8	企業をPRしたい	16
	1. 青森県公式就職情報サイト あおもりジョブ	
	2. 青森県公式就活アプリ「シューカツアオモリ」	
	3. ジョブカフェあおもり登録企業	
9	雇用関係助成金	17
10	令和5年度 65歳超雇用推進助成金	21
11	支援情報を収集したい	22
	1. あおもり産業情報サイト	
	2. あおもり事業者支援情報ポータル あおビズサーチ	
参考	女性の就職支援・認証制度等	23
資料	あおもり人財確保推進センターを活用した事例集	24
資料	支援機関リスト	29

1 あおもり人財確保推進センター 採用や職場定着、人材確保の相談窓口

県内事業所の人材確保と求職者の就労支援に一体的に取り組み、人材確保の推進と雇用の安定を図ることを目的として設置された機関です。

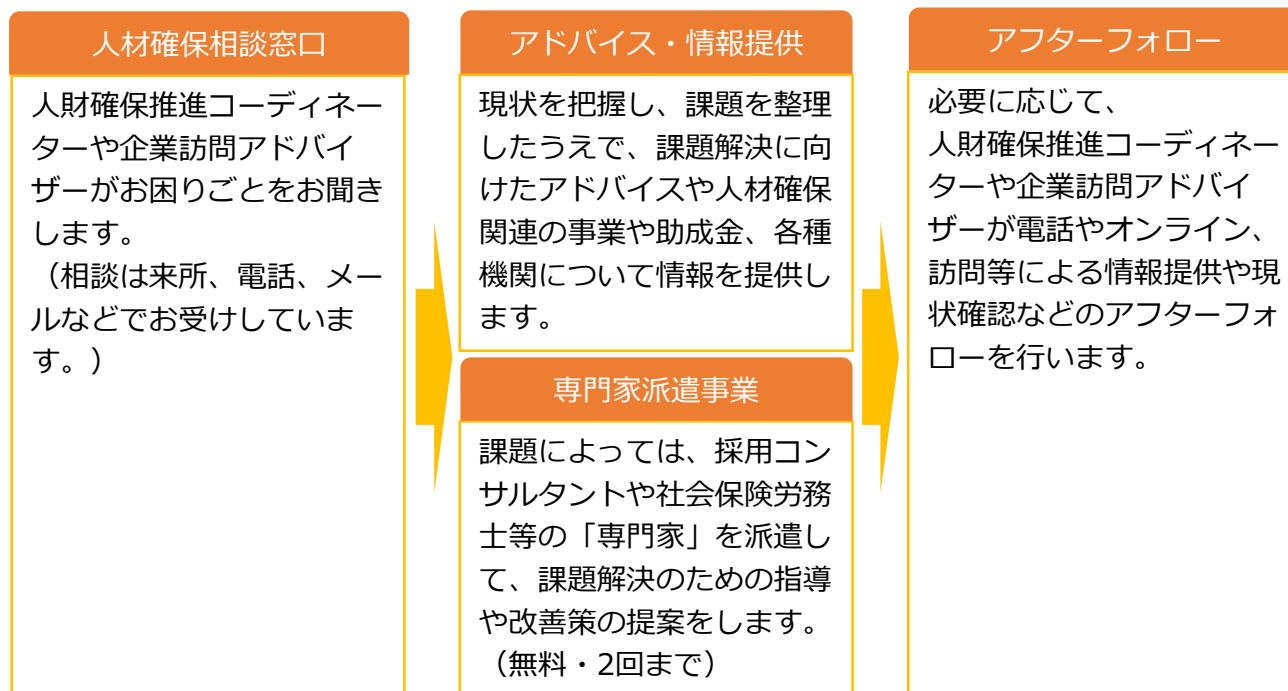
このようなお困りごとはありませんか？

- ・ 求人を出してもしばらく応募がない
- ・ 求める人材がなかなか見つからない
- ・ 自社に合う求人媒体がわからない
- ・ 人材を定着させたい
- ・ インターンシップを充実させたい
- ・ 自社HPに採用情報サイトを作りたい
- ・ 人材確保に関する支援制度を知りたい
- ・ 副業/兼業を始める環境を整えたい など・・・



当センターへ御相談ください!!
下図のような流れで対応いたします。

【相談対応の流れ】



※専門家派遣（県事業）については、
当ガイドブック2ページに掲載しています。

あおもり人財確保推進センター

(青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ)

〒030-0803 青森市安方1丁目1-40 青森県観光物産館アスパム7階

TEL 017-775-7075

<https://aomorijinzaikakuho.jp/>

2 令和5年度人財確保支援事業専門家派遣

1. 令和5年度人財確保支援事業専門家派遣について

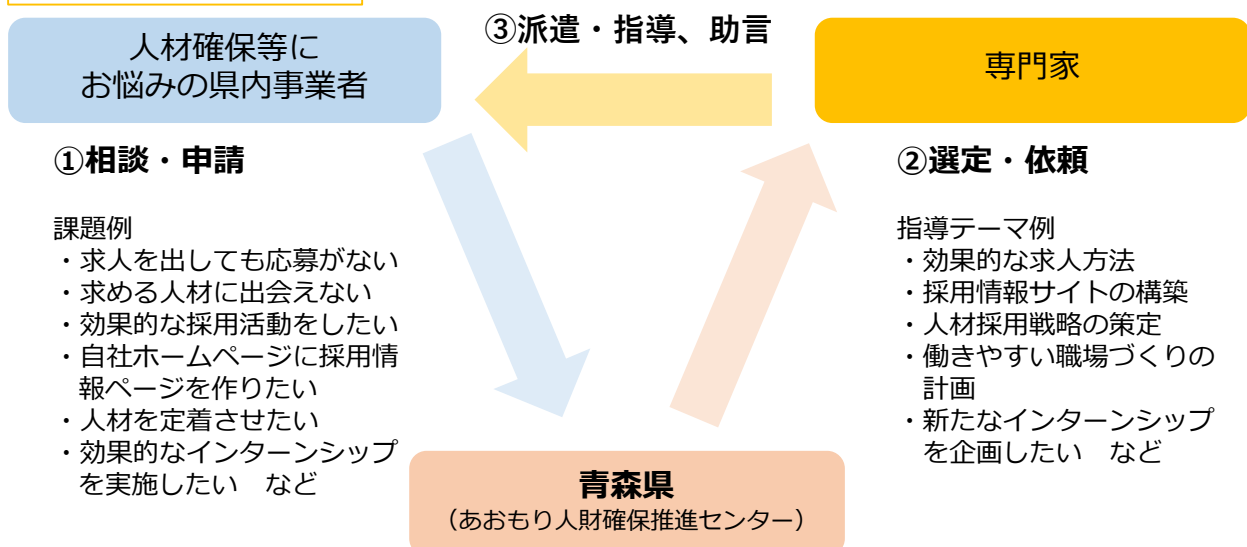
青森県では、採用など人材確保に関する課題を抱える県内事業者に対し、課題解決に向けた専門家を派遣し、人材の確保を支援する事業を行っています。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 対象事業者 | 県内に本社・事業所があり、採用を予定している事業者 |
| (2) 費用及び派遣回数等 | 無料、原則2回 |
| (3) 留意事項 | 専門家の派遣に要する謝金・旅費は、県が負担します。ただし、県が規定する謝金及び旅費の範囲を超えて経費が発生する場合は、申請者に負担いただくことがあります。 |
| (4) 受付期限 | 予算がなくなり次第、受付終了となります。 |
| (5) 利用方法 | 事前に「あおり人財確保推進センター」に御相談いただき、人材確保等に関する課題等を整理して、お申し込みください。 |
| (6) 専門家 | 次ページ以降に登録専門家を掲載しています。 |

[お問い合わせ・お申込み先] あおり人財確保推進センター
(青森県商工労働部 労政・能力開発課産業人財確保支援グループ)

〒030-0803 青森県青森市安方1丁目1-40
青森県観光物産館アスパム7階
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076
E-mail roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

専門家派遣スキーム



2. 令和5年度人財確保支援事業専門家派遣 登録専門家の紹介

採用コンサルタント 小笠原 咲絵



クラウドワークAOMORI 青森県東北町出身

中央大学総合政策学部卒業後、株式会社リクルートジョブズ（現株式会社リクルート）入社。多様な採用ニーズに対する求人広告営業・営業マネジメントに携わり、首都圏・地方経営者の採用課題を解決。

その後、宮城県気仙沼市企業の採用・定着支援プロジェクトの運営を経験し、2019年6月末退社。2019年7月より青森へUターン、フリーランスで地元企業の社外人事として採用・定着・育成支援の活動を行っている。

事例紹介

- ・初めて中途採用を行う企業の採用戦略立案～実行
- ・採用～育成～定着までの伴走支援
- ・半分社外・半分社内の「社外人事」として採用・人事部門に伴走
- ・採用課題のヒヤリング～解決方法の提示 など

メッセージ

前職時代からトータルすると1,000社を超える地方中小企業の経営者・採用担当者の方々にお会いし、各社の採用についてのお話をお聞きしてきました。「うちの会社に大卒社員が応募するわけがない」「どうすれば自社の魅力を整理し、伝えればいいのか分からない」といった悩みに立ち止まってしまい、会社の未来に必要な人材採用に着手できずにいる企業様が青森県内に多数あるように感じます。まずは貴社の状況、お考え、これまでの取組と結果についてお聞きした上で、共に、「貴社にとっての最適解」を模索するパートナーで在りたいと思っております。「地元青森で1名でも多く、イキイキ働く人を増やしたい。」それが私の願いです。イキイキ働く人が、会社を動かす活力となり、青森の活力へとなるよう、「採用」を切り口に応援していますので、ぜひ一緒に考え行動していきましょう。

人事労務コンサルタント 嶋田 葵



合同会社kinoko.代表 青森県出身

東北福祉大学卒業後、日本IBMと野村総合研究所の合併会社へ入社。以降、タワーレコード株式会社やピザラを展開する株式会社フォーシーズ、外資系ベンチャーのグルーポン・ジャパン株式会社等でトータル15年以上の人事経験を積む。現在は合同会社kinoko.を設立し、人事コンサルティング業務や法改正に伴う社内体制構築（パワハラ・ストレスチェック等）、その他、精神保健福祉士として従業員のメンタルフォローや休職者支援を中心に事業を展開。企業人事時代に経験した延べ15,000人の採用面接（書類選考は延べ3万人以上）やそれに伴う入社研修、数多くの労務案件対応等、幅広いノウハウ・事例と企業人事の視点も持ち、「着実に出来ることから」改善に向けたコンサルティングを実施している。

事例紹介

- ・採用担当者が少ない場合の効率の良い採用体制の構築
- ・効果的な自社ホームページにおける採用ページ構築に向けたアドバイス
- ・求職者に刺さる求人票作成
- ・コストを抑えた採用活動案
- ・障害者雇用に向けた社内体制の構築
- ・定着を目的とした従業員のメンタル管理
- ・休職者（傷病・産休・育休・介護）のスムーズな復帰へ体制構築 等

メッセージ

コロナ禍を経て「働き方」はさらに多様化しました。地方での働き方もまた大きく変化した今、人材の確保と定着への施策も柔軟に変化させていく必要性が求められています。それぞれの企業様に合わせた形で、最善策を見つけるお手伝いが出来ればと思います。

採用コンサルタント 吹越 匡貴



材株式会社 プロジェクトマネージャー 青森県東北町出身

首都圏の人材業界で約8年間従事。求人広告の総合代理店で、大手Web求人メディアを中心とした中途・新卒領域のコンサルティング営業として、中小から大手企業の採用支援に携わる。その後、エージェント（人材紹介）部門の立ち上げや、求職者に対する転職支援、企業の採用支援等の事業運営を行う。

2018年に青森県にUターン。材株式会社にて、県内企業に対する採用アドバイスや採用ツール（HP/パンフレット等）の提案・アドバイス等を中心に人材分野における課題解決を行っている。

事例紹介

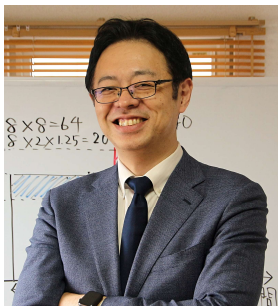
- ・求人メディアや人材紹介を活用した採用コンサルティング
- ・県内企業に対する採用PR活動のアドバイスやパンフレット、採用HP等の採用ツール提案など、採用活動のサポート
- ・青森県「高校生に対する県内企業PRイベント等開催業務」「教員等と企業とのマッチング促進業務」の運営、事業管理責任者
- ・青森県内企業と求職者をつなぐ求人メディア「青森の会社」の運営、統括

メッセージ

これまで様々な企業の採用支援に携わり、求職者への転職支援などを行ってきました。2018年に東北町へUターンし、現在は県内企業に対する採用アドバイスや採用ツールの提案をしています。

一例ですが、採用向けのホームページを作成する際に、「どのようなポイントを押さえればいいのか」を具体的に提案させていただきますが、そのためにも貴社が抱えている課題は何か、ターゲットに響く魅力や強みは何かをしっかりとヒアリングし、課題解決に取り組んでいます。

社会保険労務士 人財経営コンサルタント 神成 修太郎



社会保険労務士法人東北ビジネスサポート 代表 青森県五所川原市出身
拓殖大学政経学部経済学科卒業後、自動車販売スタッフ、成功哲学プログラムインストラクター等を経て、2004年に地元五所川原にて社会保険労務士事務所を開業。以来、延べ200名以上の経営者をサポート。

「青森県の中小企業を人事面から元気にする！」を掲げ、経営理念・ビジョンに沿った理想の人財の採用、労使関係を向上させる社員面談、社風を改善する社内ルールの作成をサポートしている。

事例紹介

- ・労働保険、社会保険関係の諸手続き・相談
- ・人づかいに関する問題解決のお手伝い
- ・会社のルールブック（社内規程）作成
- ・経営者の理念・ビジョンの明確化のサポート
- ・理想の人財の募集・採用のサポート

メッセージ

社員が生きる会社づくりのサポーターとして、社会保険労務士業務と人財経営コンサルティング業務を行っております。

まずは経営者様の想いをしっかりとヒアリングをし、会社に合った人財を見極め、採用・定着・戦力化に貢献いたします。

社外人事マネージャー 池谷 昌之



株式会社アフターリクルーティング 代表取締役社長 静岡県出身
東北大学卒業後、株式会社リクルート入社。リクルートの採用担当、企業への教育研修の企画提案、企業の採用戦略の立案、大学生の就職支援等に携わり、2013年に独立。

現在は、東北大学大学院経済学研究科 特任教授（客員）、山形大学非常勤講師、東北学院大学非常勤講師、株式会社リクルート外部講師など学校や企業での指導のほか、行政主催経営者向け採用力向上セミナー講師、研修トレーナー、社外人事マネージャー、営業コンサルなど幅広く事業を展開している。

事例紹介

- ・あらゆる業種業界規模の企業の採用から定着についてコンサルテーションを実施。社外人事マネージャーの立場で人事と共に実務を推進している。
- ・自治体での人材系セミナーの講師（東北経済産業局や宮城県、仙台市等）
- ・宮城県の専門家としてインナーブランディング研修の納品を中心に合計7社支援

メッセージ

『組織に定着し、アウトプットを出すであろう人材（いわゆる求める人材像）に対して入社動機を設計することである』と採用活動を定義しています。いい人材を採用するためにはコツがあります。また、採用した人材を定着させ・育成するのにもコツがあります。

豊富な経験で培ったノウハウで、貴社の人材確保、そして定着・戦力化の課題が解決につながるようバックアップします。

社会保険労務士 奈良 尚子



奈良社会保険労務士事務所 代表
社会保険労務士・行政書士
青森県出身
弘前大学大学院人文社会科学研究所（修士課程）修了

2011年12月 社会保険労務士登録
2015年 4月 特定社会保険労務士付記

事例紹介

- ・社労士会受託事業において依頼のあった事業所の支援
- ・青森県女性活躍推進のための専門家派遣事業
- ・青森県働き方改革宣言企業への支援
- ・働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）2020年～2021年
- ・令和2年度～人財確保支援事業専門家派遣において専門家登録

メッセージ

人事・労務に関する企業様のパートナーとして、社会保険・労働保険の手続きはもちろんのこと、労務相談・就業規則等の諸規程の整備など多様なご依頼にお応えしております。

信頼できる身近なパートナーとなるべく、企業様が最良の方法を選択できるよう誠実・親切・丁寧かつ細やかに寄り添ったサポートをいたします。

あおもり人財確保推進事業の専門家として、人材確保の課題解決のためにお手伝いしております。どうぞお気軽に御相談ください。

社会保険労務士 山本 文吉



安寧キャリア社労士事務所 代表
特定社会保険労務士
国家資格キャリアコンサルタント

青森県八戸市出身

- ・労働・社会諸法令に基づく人事労務関係の相談及び指導
- ・雇用アドバイザー（公的機関からの委嘱）
雇用制度（就業規則等）改定への相談対応
- ・労働問題相談員
労働者や使用者からの労働問題や労働トラブルについての相談対応
- ・求職者へのキャリアコンサルティング
離職者向け職業訓練のキャリアコンサルティング

メッセージ

社会保険労務士は企業の人事に必要な法律の専門家です。主に社会保険や年金、労働に関する書類作成や提出代行業務、コンサルティングなどを行っております。

業務を通じて雇用者側、労働者側の事情にも通じておりますので、求職者が知りたいことが記載されている求人票作成、雇用者側の就労規程等の見直しなどにも対応いたします。どうぞお気軽に御相談ください。

中小企業経営支援アドバイザー 波城 奨徳



お金と時間という成果を手に入れたい経営者に新たな打つ手を見つけて貰う 一歩塾
代表講師 宮城県多賀城市出身

20代、建設業界で施工代理人に従事。
30歳で産業廃棄物リサイクル会社取締役に就任、2011年の東日本大震災を機に地元復興の目標を掲げ飲食店を開業しローカルブランド化。
2022年急性心筋梗塞で倒れるも奇跡的に一命を取り留め人生を見直す。
現在は経営を移譲し経営者のビジネスと人生のサポートする経営塾「一歩塾」代表講師を務めている。

- ・経営者からの人材の相談及び指導
自分を含む家族や従業員、顧客とわかち合い社会の役に立っていくことを幸せと定義し、そのために必要な具体的な打つ手を見つけてもらえるよう指導します。
- ・経営者の幸運経営サポート
お金と時間を手に入れたい経営者のために「打つ手がわからない」という悩みを紙とペンだけで解決する科学的かつ本質的な方法（お金の作り方、組織作り、時間作りに関する実行のための知識と技術）をお伝えします。

事例紹介

- ・経営戦略からみた人材確保
- ・飲食店の経営支援
- ・工務店、リフォーム会社が2倍、5倍と事業規模拡大
- ・中小企業のブランドイメージアップ戦略
- ・企業のプロモーション活動相談・商品開発、サービス提供の相談
- ・SNS、メディアPRを活用した集客アップ
- ・実店舗のための看板集客で客数4割UP

メッセージ

企業にとって、「人」は「力であり財産」です。時代・社会、時流の変化を理解し、それに対応する柔軟性を持ちながら、大切な財産となる人を採用し、育て、定着させることは自社にとって非常に重要なことです。

私のこれまでの経験やノウハウを生かして、「経営戦略」という切り口から、人財確保に関する課題解決にお役に立てればと思います。

女性支援・育休後シニアアドバイザー 竹下 小百合



三共ビジネス有限会社 代表取締役社長
宮城県子ども・子育て会議 委員
宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員
宮城県仙台市出身

東日本国際大学卒業後、大学秘書や結婚相談所、ハローワークなど様々な職種を経験。

現在、コンサルティング業の他、法人2社の代表を務める。

とくに、採用や定着、働き方関連では、育休後シニアアドバイザー、ライフケアコンサルタント®として子育て期女性の再就職、定着の支援のほか、職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司「イクボス」育成を支援する活動を行っている。

事例紹介

- ・女性支援事業
子育て期の女性を対象とした「仕事」と「子育て」の両立支援
- ・1on1ミーティング
育休前～育休後までの面談サポート
- ・フェムテックアドバイザー
女性の健康の課題をテクノロジーで解決する製品やサービスのアドバイス

メッセージ

女性の自己実現、少子高齢化時代の企業活動など、幅広くサポートしてきました。「NPO法人ファザーリング・ジャパン東北」の代表理事も務め、講師としても活躍する傍ら、「みやぎイクボス同盟」などで多くの企業と繋がりを持っていることも強みの一つです。

社会が大きく変化し、あらゆる人が「ライフスタイルの変革」を求められる時代。ライフイベントによる暮らしの変化で活躍を妨げられてきた“女性のライフをケア”することで見えてくる「新時代の家族と企業のあり方」について精一杯お手伝いさせていただきます。

申請から報告（終了）までの流れ

センターへ 相談

事前にセンターへ相談して、課題の具体的内容とアドバイスを受けたい内容の整理をしてください。

申請書 入手

申請書をダウンロードしてください。
あおもり人財確保推進センターのホームページや県庁ホームページからダウンロードできます。

申請書 提出

申請書データをメールで提出してください。
提出先：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp
※派遣日を調整・決定後、派遣決定の通知書をお送りします。

派遣 報告

専門家の派遣の都度、報告書を提出してください。

3 人材確保や定着力の向上に力を入れたい

1. 令和5年度青森県中小企業若手人材確保・定着支援事業費補助金

人口減少や高齢化の進行に伴う労働力不足に対応するため、県内中小企業等が行う若手人材確保や定着力の向上を図るための事業に要する経費の一部を補助します。

- (1) 補助対象事業者 県内に事業所がある企業等であって、①から③に掲げる要件をすべて満たすもの。
①中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
②あおり若者定着サポート企業への登録（申請）を行っていること
③あおり県内就職促進パートナー企業への登録（申請）を行っていること
- (2) 補助対象事業 次のいずれかに該当する事業で、事業の実施にあたっては商工団体や金融機関など支援機関のサポートを受けながら実施するもの。
①採用力向上に資する事業
②職場定着力向上に資する事業
- (3) 補助対象経費 謝金（専門家謝金）、旅費（専門家旅費、職員旅費）、通信運搬費、借損料（リース料）、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む）、広報費、使用料および賃借料（会場借上げ費を含む）、委託費、その他知事が必要と認める経費
- (4) 補助率及び補助金額 補助率 2分の1以内
補助金額 上限50万円
- (5) 募集期間 随時（予算がなくなり次第終了となります）
・採択は、申請後2～3週間程度で可否を決定します。
（採択を受けてからの事業着手となりますので、御注意ください）

[お問い合わせ先] あおり人材確保推進センター
（青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人材確保支援グループ）
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076



2. あおり若者定着サポート企業（あおり若者定着奨学金返還支援制度の登録企業）

- (1) あおり若者定着奨学金返還支援制度 大学等在学中に日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受け、卒業後にサポート企業に正規雇用された35歳未満の若者が、6年間、県内で就業かつ居住した場合に、県とサポート企業とが同額を拠出し、奨学金の返還を支援する制度です。
若者の県内定着やU I ターンの促進とともに県内の各産業分野の人財の確保を目的としています。
- (2) サポート企業登録 県内企業、または勤務地を県内に限定した採用を行う県外企業（法人、団体または個人事業者）がサポート企業として登録できます。
- (3) 登録申請期間 2023年度採用分 2022年6月1日（水）から2023年12月28日（木）まで
2024年度採用分 2022年6月1日（水）から2024年12月28日（土）まで
2025年度採用分 2023年6月1日（木）から2025年12月28日（日）まで

[お問い合わせ先] 青森県企画政策部 地域活力振興課
移住・交流促進グループ
TEL 017-734-9174 FAX 017-734-8027
Email:syogakukin-support@pref.aomori.lg.jp



3. あおもり県内就職促進パートナー企業

県では、高校生・大学生等の県内就職を促進するため、県内就職の魅力発信に取り組む意欲のある企業や団体を「あおもり県内就職促進パートナー企業」として登録し、県とともに情報発信に取り組んでいます。

- (1) 登録要件
- ① 県内に事業所を有すること。
 - ② 県とともに県内就職の魅力発信に取り組む意欲があること。
 - ア 県が制作したキャッチコピーやロゴマークを、自社（団体）の採用パンフレットや採用に関するホームページなどに積極的に活用し、周知に協力すること。
 - イ 自社（団体）が開催、出展する企業説明会、インターンシップ、企業見学会等において、県が提供したパンフレット等を用いて、青森県で働く魅力について、高校生や大学生等に説明すること。
 - ウ 実施した情報発信の取組や対象学生数等について、毎年度3月末までの実績を県に報告すること。
 - ③ 県税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
 - ④ 労働関係法令に違反していないこと。
 - ⑤ 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
 - ⑥ 風俗営業等関係事業主でないこと。
- (2) 支援内容
- ① 青森県ホームページ及び青森県就職情報サイト「あおもりジョブ」等に登録企業名を掲載
 - ② 県内就職促進ロゴマークデータ及び高校生・大学生用説明資料の提供
 - ③ 青森県が開催する合同企業説明会や県内企業PRイベント等就職に関するイベントの案内及び参加企業選定時の優先選定項目の一つとして評価
 - ④ 人材確保等に関連する青森県の施策等に関する情報提供

[お問い合わせ先] 青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人材確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117



4. 青森働き方改革推進支援センター 働き方改革に取り組む企業・団体への支援

働き方改革関連法への対応、労働条件整備、労働者の採用及び定着などの課題について、社会保険労務士が相談支援や訪問支援を実施しています。また、事業主団体が開催するセミナーへ講師を派遣しています。

[主な相談内容]

- ・採用してもすぐ辞めてしまうので何とかしたい
- ・時間外労働の計算方法を知りたい
- ・有給休暇を5日以上取得させる方法を知りたい
- ・ハラスメント対策、産後パパ育休のルールを知りたい
- ・利用できる助成金制度を知りたい
- ・同一労働同一賃金は何をすればいいのか

[お問い合わせ先] 青森働き方改革推進支援センター
〒030-0802 青森県青森市本町5-5-6 (青森県社会保険労務士会館内)
TEL 0800-800-1830 (フリーダイヤル)



4 UIJターン者を採用したい

1. 移住支援金の対象法人登録

東京23区から本県へ移住した方に対して最大100万円の移住支援金を支給する事業です。移住支援金対象法人として登録していただくことで、東京圏からのUIJターン者の採用につながることを期待されま

- (1) 対象法人の要件
- 以下の全てを満たす法人が対象となります。
- ①官公庁等でないこと。
※ただし、第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。
 - ②資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと。
※ただし、資本金概ね50億円未満の法人であって市町村長の推薦に基づき知事が必要と認めた法人を除く。
 - ③みなし大企業でないこと。
※大企業等から出資を受けている場合は該当する可能性がありますので、下記の「みなし大企業とは」をご確認ください。
 - ④本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること。
※ただし、本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外にある法人で、勤務地限定型社員（東京圏への転勤可能性がない社員）を採用する法人を除く。
 - ⑤雇用保険の適用事業主であること。
 - ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - ⑦暴力団等の反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

「みなし大企業とは」

本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人です。

- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- ただし、上記②の要件を満たす法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としません。

「条件不利地域とは」

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

- (2) 対象求人の要件
- 対象法人の要件を満たす法人が募集する、以下の要件を満たす求人が対象となります。
- ①週20時間以上の無期雇用契約
 - ②勤務地が、原則青森県内であるもの。

[お問い合わせ先] 青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

【あおりジョブへの求人登録に関するお問合せ先】

あおり人財確保推進センター

(青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ)
TEL : 017-775-7075 FAX : 017-775-7076



2. 青森県公式就職情報サイト あおもりジョブ

県内企業への就職を希望する学生さんや求職者の方々に、県内の雇用動向、企業情報、求人情報や各種事業所等を情報発信するとともに、県内企業の自社情報、求人情報、インターンシップ情報を掲載し、自社のPRを行うことができます。求人情報は大手民間求人サイトにも掲載されるため、高い広告効果が見込まれます。



[お問い合わせ先] あおもり人財確保推進センター
 (青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ)
 TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076
 URL <https://aomori-job.jp/>



3. 青森県UIJターン還流促進交通費助成事業

県外在住の方が、青森県内で就職活動等を行う際の移動に要した交通費を助成します。県内企業のみならず、自社の採用試験（面接）や企業説明会、インターンシップに来られる方に支給した交通費の助成が受けられます。

企業が交通費を負担しない場合でも、県外大学生や転職希望者の方から直接申請もできますので、採用試験やインターンシップ等を実施される場合は、本助成制度をお知らせくださるようお願いいたします。

助成金額など 県外大学生及び転職希望者1人につき、県外の住所地と県内の目的地の間を移動するのに要した、交通費については助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円、宿泊費については助成対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円を上限として助成します。

※なお、宿泊費については、青森県内に実家がない方のみ対象
 ※対象者1人につき年度内1回まで

企業が申請する場合の手続きの流れ

- ① 県庁ホームページから申請書及び交通費等受領書を入手
- ② 県外大学生等に対する面接、説明会、インターンシップ等を実施した際、参加者に交通費を支給し、交通費等受領書を記載していただく
- ③ 申請書及び交通費受領書を「青森県UIJターン還流促進交通費助成事業事務局」へメールで提出



[お問い合わせ先] 青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
 TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

5 プロフェッショナル人材を採用したい

1. 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点

人材不足が深刻化している中、企業では生産性向上や事業拡大といった経営課題を解決できる人材が求められています。青森県プロフェッショナル人材戦略拠点では、関係機関と連携し、企業のニーズを登録民間人材ビジネス事業者等へ取り繋ぐことで、企業（スタートアップを含む）とプロフェッショナル人材（プロ人材）のマッチングをサポートします。また、常勤雇用に加え副業・兼業プロ人材のマッチングのサポートやデジタル人材の還流促進等にも取り組み、県内中小企業の経営革新の実現を支援します。

対象事業者 県内事業所

[お問い合わせ先] 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点

〒030-0803 青森市安方1丁目1-40 青森県観光物産館アスパム7階
TEL 017-735-6550 FAX 017-723-1243



2. プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金

県内の中小企業等のみなさまが経営革新や新事業展開等に取り組むために、外部のプロフェッショナル人材を採用する場合に必要な人材紹介手数料の一部や、副業・兼業人材として活用する場合の交通費・宿泊費を補助します。

- (1) 補助対象事業者 県内に事業所を有する中小企業者等（ただし、資本金3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人）、企業組合、協業組合、事業協同組合、農事組合法人、水産加工業協同組合
- (2) 補助対象事業 県内の中小企業等が経営革新や新規事業転換等に取り組むため、外部からプロフェッショナル人材を採用または副業・兼業人材として活用する事業（但し、以下の条件を満たすものに限る）
※申請は原則1社につき2件まで
- ・青森県プロフェッショナル人材戦略拠点に相談し、取り繋ぎ先の人材紹介事業者からプロフェッショナル人材の紹介を受けていること
 - ・プロフェッショナル人材を採用する場合は、正式な雇用契約に基づく雇用であること（県外から県内への住民票の異動が伴うものに限る）
- (3) 対象外となる事業
- ・県内に在住している人材の採用
 - ・同一企業内（親会社・子会社の関係を含む）での人事異動
 - ・人材紹介会社によるプロフェッショナル人材の紹介を受けずに雇用又は副業・兼業人材を活用する場合
- (4) 補助対象経費等
- 【プロフェッショナル人材採用】
人材紹介事業者に支払う紹介手数料
- 【副業・兼業人材活用】
副業・兼業人材が県内の事業所にて業務を行う場合に事業者が負担した交通費及び宿泊費 ※別途規定あり
- (5) 補助金の額 補助対象経費の1/2（千円未満の端数切捨て）、上限50万円
- (6) 募集期間 随時（ただし、雇用開始の10日前までに申請書類を以下申込先に郵送又は持参（必着）していただく必要があります。）
※補助事業は予算がなくなり次第終了します。

[お問い合わせ先] あおもり人財確保推進センター
（青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ）
電話：017-775-7075 FAX：017-775-7076

6 求人情報を掲載したい

1. 青森県公式就職情報サイト あおもりジョブ

県内企業への就職を希望する学生さんや求職者の方々に、県内の雇用動向、企業情報、求人情報や各種事業所等を情報発信するとともに、県内企業の自社情報、求人情報、インターンシップ情報を掲載し、自社のPRを行うことができます。求人情報は大手民間求人サイトにも掲載されるため、高い広告効果が見込まれます。

[お問い合わせ先] あおもり人財確保推進センター
(青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ)
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076
URL <https://aomori-job.jp/>



2. あおもり副業・兼業情報サイト

県では「あおもり副業・兼業情報サイト」を開設し、超時短勤務などの多様な求人情報を掲載、発信することで、県内企業の人材確保と、副業・兼業を希望する方の就労に向けて支援を行います。

- 副業・兼業に関する求人情報の対象事業者は、次の要件をすべて満たす事業者です。
- ・青森県内に事業所を有する企業（農事組合法人、社会福祉法人など会社法に規定する法人以外の法人を含む。）及び個人事業主
 - ・青森県内に就業地があること
 - ・暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと

[お問い合わせ先] あおもりサイドジョブセンター
〒036-8182 弘前市土手町134-8 株式会社 I・M・S 3階
TEL 080-1515-1501 FAX 0172-88-6421
URL <https://aomori-fukugyou.com/>



7 求人マッチングなど

1. ハローワーク（青森・八戸・弘前）人材確保対策コーナー

青森、八戸、弘前の各ハローワークでは、医療・福祉（医療、介護、保育）、建設、警備、運輸など雇用吸収力が高い分野へのマッチング支援を強化するための専門窓口「人材確保対策コーナー」を設置しています。

「人材確保対策コーナー」では、求職者の方へのきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者の方への求人充足に向けた支援などを行うほか、マッチングイベント（求人事業所説明会等）を積極的に開催しています。

【お問い合わせ先】 青森労働局 職業安定部 職業安定課
TEL 017-721-2000

2. 公益財団法人産業雇用安定センター 再就職・出向支援

公益財団法人産業雇用安定センターは、厚生労働省、経済・産業団体や連合などとの密接なつながりをもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより、再就職・出向の支援事業に取り組んでいます。

人材を確保したい企業から必要とする経験や技術などの各種条件をお伺いし、御希望に沿った即戦力の人材を無料でご紹介します。

【お問い合わせ先】 公益財団法人産業雇用安定センター 青森事務所
〒030-8515 青森市新町1丁目2-18 青森商工会議所会館4階
TEL 017-777-8702

3. 青森県福祉人材センター

福祉分野で働きたい求職者と福祉人材を求める求人事業所を結びつける無料職業紹介を実施しています。無料職業紹介は、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て行っています。

このほか、キャリア支援専門員による求人活動の支援や職場内研修の推進、福祉従事者向け各種研修などを行い「働きやすい職場づくり」及び「福祉従事者の資質向上」を支援しています。

【お問い合わせ先】 社会福祉法人青森県社会福祉協議会 青森県福祉人材センター
〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2F
TEL 017-777-0012 FAX 017-777-0015

4. 青森県保育士・保育所支援センター

県内保育所等に就労する保育士の安定的な確保や、利用者のニーズに応じた満足度の高い保育を提供することにより安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的としています。

主な事業として保育士・潜在保育士の就労・再就職の支援、保育士再就職支援活動の説明会や相談会、保育士等の資質向上に資する研修の開催などを行っています。

【青森県保育士人材バンク】

青森県保育士人材バンクは、ネットで求職登録ができるシステムです。最新の求人が検索でき、研修やセミナーのお知らせも掲載しています。ぜひアクセスしてください！



【お問い合わせ先】 社会福祉法人青森県社会福祉協議会 青森県保育士・保育所支援センター
〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2F
TEL 017-718-2225

5. 青森県農業労働力求人マッチングサイト

人口減少、高齢化の進行に伴い、りんごや野菜の産地を中心に、農業の労働力不足が深刻化しています。当サイトでは、農業に関心があり、少しでも働いてみたいと思う県民の皆さんを募集しており、青森県の農業に関する求人情報を多数掲載しています。

農作業未経験者はもちろん、アルバイトとして手伝ってみたいという方も大歓迎です。

無料で会員登録、求職申込及びJ A等からマッチングのサービスを受けることができます。

農業を応援したい求職者と農作業従事者を求める求人者を結びつける無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、各J A等が厚生労働大臣への届出又は許可を得て行っています。

[お問い合わせ先] 青森県農業協同組合中央会 農業対策部 農業支援課
〒030-0847 青森市東大野2丁目1-15 TEL 017-729-8762

当サイト「青森県農業労働力求人マッチングサイト」 URL : <https://www.aomori-agrijob.com/>

6. 在籍型出向による雇用維持の支援について

経済環境の変化や感染症などの影響を受け、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人材不足の企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を図る取組が進んでいます。

在籍型出向や、これを支援する産業雇用安定助成金などの詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

県内における相談窓口

【産業雇用安定助成金について】

青森労働局 職業安定部職業対策課

TEL017-721-2003

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>

【出向のマッチング支援について】

公益財団法人産業雇用安定センター 青森事務所

TEL017-777-8702

URL : <http://www.sangyokoyo.or.jp/index.html>

8 企業をPRしたい

1. 青森県公式就職情報サイト あおもりジョブ

県内企業への就職を希望する学生さんや求職者の方々に、県内の雇用動向、企業情報、求人情報や各種事業所等を情報発信しています。また、県内企業の自社情報、求人情報、インターンシップ情報を掲載しており、企業の皆さんは自社のPRを行うことができます。求人情報は大手民間求人サイトにも掲載されるため、高い広告効果が見込まれます。

[お問い合わせ先] あおもり人財確保推進センター
(青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ)
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076
URL <https://aomori-job.jp/>



2. 青森県公式就活アプリ「シューカツアオモリ」

高校生、大学生、求職者などを対象にした、地元企業の情報や就活関連のイベント、助成制度の発信によって県内就職に役立つ情報をお届けするアプリです。

アプリの機能 就活イベントカレンダー

県や市町村などが主催する就活イベントをお知らせします。

県内企業情報

県内企業約200社の情報や、インターンシップに関する情報をお知らせします。

クーポン

青森県内外のお店・施設の優待クーポンを提供しています。



[お問い合わせ先] 青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

3. ジョブカフェあおもり登録企業

青森県若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）では、地域の中小企業と若者とのマッチングの機会を創出し、採用・情報発信・人材育成・定着に関する各種支援サービスを行っています。そのサービスのひとつ「ジョブカフェあおもり登録企業」として登録されると、次のサービスを無料で受けることができます。

- ・企業概要等の情報をジョブカフェあおもりホームページ内の「あおもり企業ナビ」で紹介
- ・新入社員に対する内定者セミナーや、若手社員に対する定着セミナー等のご案内
- ・企業説明会や就職面談会の開催など、人材マッチング等に関する御案内や各種情報提供
- ・ジョブカフェあおもり施設内の「企業情報コーナー」で企業パンフレット等を設置し、求職者へ企業の取組をPR

[お問い合わせ先] 青森県若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）
〒030-0803 青森市安方1丁目1-40
青森県観光物産館アスパム3階
TEL 017-731-1311 FAX 017-731-1312



9 雇用関係助成金

雇用関係助成金とは

雇用関係助成金は、「雇用の安定」「職場環境の改善」「仕事と家庭の両立支援」「従業員の能力向上」など助成対象に合わせて様々あります。このガイドではその中から「雇い入れ」や「人財確保支援」に関連した助成金を抜粋して掲載しています。

詳しくは厚生労働省HP「事業主のための雇用関係助成金」をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html



お問い合わせ先

17ページ～20ページの助成金に関するお問合せは、下記の機関です。

青森労働局、各公共職業安定所（ハローワーク）
※連絡先は29ページの支援機関リストに掲載しています。

9 - 1 中途採用等支援助成金

中途採用の拡大や移住者の採用等を行う事業主に対して助成し、転職・再就職者の採用機会の拡大及び人材移動の促進を図るとともに、生涯現役社会の実現を促進することを目的としています。本助成金は次の2つのコースに分けられます。

- (1) 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大する事業主に助成を行う「中途採用拡大コース」
- (2) 地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIJターン者を採用した中小企業等の事業主に助成を行う「UIJターンコース」

(1) 中途採用拡大コース

中途採用拡大助成

中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用者の採用を拡大（① 中途採用率の拡大、② 45歳以上の中途採用率の拡大）させた事業主に対して助成します。

[補助金額]

①の場合 50万円（※1）

②の場合 100万円（※2）

（※1）中途採用率を計画期間前3年間より20ポイント以上向上させた場合

（※2）中途採用率を計画期間前3年間より20ポイント以上向上させ、うち45歳以上の労働者で10ポイント以上上昇させ、かつ、当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた場合

(2) UIJターンコース

東京圏からの移住者（※）を雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経費（就職説明会や募集・採用パンフレットなど）の一部を助成します。

※デジタル田園都市国家構想交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る

助成金額

助成対象経費に1/2（中小企業以外1/3）を乗じた額（上限100万円）

9 - 2 特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者等として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、これらの方の雇用機会の増大および雇用の安定を図ることを目的としています。

(1) 特定就職困難者コース

高齢者（60歳以上）や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成します。（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること

助成金額	【高齢者（60歳以上）、母子家庭の母等】 1人あたり60万円〔中小企業以外50万円〕 短時間労働者（※）は40万円〔中小企業以外30万円〕 【身体・知的障害者（重度以外）】 1人あたり120万円〔中小企業以外50万円〕 短時間労働者（※）は80万円〔中小企業以外30万円〕 【身体・知的障害者（重度または45歳以上）、精神障害者】 1人あたり240万円〔中小企業以外100万円〕 短時間労働者（※）は80万円〔中小企業以外30万円〕 （※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ）
------	---

(2) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者又は難病患者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成します。

（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること

助成金額	1人あたり120万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者は80万円（中小企業以外30万円）
------	---

(3) 就職氷河期世代安定雇用実現コース

いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に行くことが困難な者を正規雇用労働者（短時間労働者を除く）として雇い入れた事業主に対して助成します。

対象者	次のいずれにも該当する者 ①1968（昭和43）年4月2日～1988（昭和44）年4月1日生まれの者 雇入れ日現在の満年齢が35歳以上55歳未満の者 ②雇入れ日前直近5年間に正規雇用労働者等として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない者 （自営業者等、助成金の趣旨に合致しないと考えられる者は、この要件を満たした場合であっても助成対象外） ③紹介日時時点で失業状態の者又は非正規雇用労働者かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」 ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者
助成金額	1人あたり60万円（中小企業以外50万円）

(4) 生活保護受給者等雇用開発コース

地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成します。

（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること

助成金額	1人あたり60万円〔中小企業以外50万円〕 短時間労働者は40万円〔中小企業以外30万円〕
------	--

(5) 成長分野等人材確保・育成コース

①特定求職者雇用開発助成金の対象労働者を成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して助成します。

②未経験の特定求職者雇用開発助成金の対象労働者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成（※1）を行ったうえで賃金引上げ（※2）を行う事業主に対して助成します。

（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること

助成金額	特定求職者雇用開発助成金の各コース（1）～（4）の1.5倍の助成額
------	-----------------------------------

9-3 トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、無期雇用へ移行することを前提に一定期間試行雇用する事業主に助成することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

(1) 一般トライアルコース

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、無期雇用へ移行することを前提に一定期間試行雇用する事業主に対して助成します。

対象者	次の①～⑤のいずれかに該当する者 ①2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ②離職している期間が1年を超えている者 ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者 ④生年月日が1968（昭和43）年4月2日以降の者で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者 ⑤就職支援にあたって、特別の配慮を要する以下の者 ※生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民
助成金額	1人あたり月額最大4万円（最長3か月間） 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大5万円（最長3か月間）

(2) 障害者トライアルコース

就職が困難な障害者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成します。

助成金額	【精神障害者の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・助成期間：最長6か月 ・トライアル雇用期間：原則6～12か月 ・助成額：雇入れから3か月間 → 1人あたり月額最大8万円 ・助成額：雇入れから4か月以降 → 1人あたり月額最大4万円 【上記以外の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・助成期間：最長3か月 ・トライアル雇用期間：原則3か月。テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月まで延長可能 ・助成額：1人あたり月額最大4万円
------	---

(3) 障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間を掛けながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成します。

助成金額	1人あたり月額最大4万円（最長12か月間）
------	-----------------------

(4) 若年・女性建設労働者トライアルコース

若年者（35歳未満）または女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース）の支給決定を受けた中小建設事業主に対して助成します。

助成金額	1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）
------	----------------------

9 - 4 人材確保等支援助成金

魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、魅力ある雇用創出を図ることにより、人材の確保・定着を目的としています。

(1) 介護福祉機器助成コース

介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成します。

目標達成助成	支給対象費用の20%〈生産性要件を満たした場合は35%〉（上限150万円）
--------	---------------------------------------

(2) テレワークコース

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成します。

助成金額	【機器等導入助成】 支給対象経費の30%（上限額：1企業あたり100万円、1人あたり20万円） 【目標達成助成】 支給対象経費の20%〈生産性要件を満たした場合は35%〉 （上限額：1企業あたり100万円、1人あたり20万円）
------	---

10 令和5年度 65歳超雇用推進助成金

1. 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成します。

主な支給要件	①労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、平成28年10月19日以降、最も高い年齢に引上げること ②定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。また、改正前後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ていること ③1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること ④高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること
支給額	定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年の引上げ年数に応じて10万円から160万円
受付方法	定年の引上げ等の措置の実施日の属する月の翌月から起算して4カ月以内の各月月初から5開庁日までに、必要な書類を添えて、申請窓口申請してください。

2. 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度の整備等にかかる措置を実施した事業主に対して助成します。

対象となる措置	① 高齢者の職業能力を評価する仕組みを活用した賃金・人事処遇制度の導入又は改善 ② 高齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの労働時間制度の導入又は改善 ③ 高齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入又は改善 ④ 高齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善 ⑤ 専門職制度など、高齢者に適切な役割を付与する制度の導入又は改善 ⑥ 法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入 等
支給額	支給対象経費（※）の60%、ただし中小企業事業主以外は45% （※）④雇用管理制度の導入等に必要となる専門家等に対する委託費やコンサルタントとの相談に要した経費のほか、⑥上記のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。2回目以降の申請は、④と⑥を合わせて50万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とします。）

3. 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換した事業主の皆様を助成します。

主な支給要件	①高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施し、無期雇用転換制度を就業規則等に規定していること ②無期雇用転換計画に基づき、無期雇用労働者に転換していること ③無期雇用へ転換した労働者に転換後6ヶ月分（勤務した日数が11日未満の日を除く）の賃金を支給していること ④雇用保険被保険者を事業主都合で離職させないこと
支給額	・対象労働者1人につき48万円（中小企業以外は38万円） ・支給額にかかわらず1支給申請年度（4月～3月）、1適用事業所あたり10人までが上限。

お問い合わせ先

65歳超雇用推進助成金に関するお問合せ先は、下記の機関です。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部 高齢・障害者業務課

〒030-0822 青森市中央3丁目20-2 TEL 017-721-2125 FAX 017-721-2127

11 支援情報を収集したい

1. あおもり産業情報サイト

県・国・関係機関の産業支援情報（金融・助成制度、イベント・セミナー、商談会等出展企業募集、他）を提供しているページです。また、支援情報等に関するメールマガジン配信サービスを行っていますので、ぜひご登録ください。（無料、毎週水曜日配信）

あおもり産業情報サイト

メールマガジン

[お問い合わせ先] 青森県商工労働部 商工政策課
TEL 017-734-9366 FAX 017-734-8106



2. あおもり事業者支援情報ポータル あおビズサーチ

青森県内の中小企業・個人事業主の皆さんが、国・県・市町村等の支援情報をワンストップで閲覧・検索できるよう、青森県が運営するWEBサイトです。補助金・融資制度、相談窓口、セミナー開催や専門家派遣等の情報を随時発信しています。

[運営] 青森県商工労働部 地域産業課
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107



あおもり事業者支援情報ポータル

あおビズサーチ Aobiz search

★ お気に入り一覧へ

検索

支援施策をさがす 事業者へのお知らせ このサイトについて お問い合わせ



事業者の方を支援するための制度等をご案内します。

支援情報をさがす
SEARCH



補助金・融資

金銭的な補助・融資・税制優遇など



その他支援

相談・セミナー・マッチングなど

その他種別

情報提供[25件]

相談窓口[25件]

専門家派遣[14件]

マッチング[14件]

セミナー[35件]

研修[13件]

イベント[8件]

+ 業種別

+ 地域別

+ 目的

+ 期間

▲ 上部へ

🏠 ホーム

参考 女性の就職支援・認証制度等

(1) あおもり女性就労支援サイト「WOMAN WORKING SITE」

育児や介護などライフスタイルの変化で働き方が多様化する女性のために、役立つ情報を提供しています。

[お問い合わせ先] 青森県若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）
〒030-0803 青森市安方1丁目1-40
青森県観光物産館アスパム3階
TEL 017-731-1311 FAX 017-731-1312



(2) あおもり女子就活・定着サポーターズ 「あおもりなでしこ」

青森で活躍しながら働いている「あおもりなでしこ」が女子学生等の県内就職・定着を応援します。

[お問い合わせ先] 青森県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

(3) あおもり働き方改革推進企業認証制度

若者も、子育て中の男女も、すべての労働者が働きやすい環境づくりを推進するとともに、労働者の、結婚から子育ての希望の実現を目指すために、「働き方改革」に取り組む企業を青森県が認証します。

[お問い合わせ先] 青森県健康福祉部 こどもみらい課 子育て支援グループ
〒030-8570 青森市長島1-1-1（北棟6階）
TEL 017-734-9301 FAX 017-734-8091

(4) 保育サービス事業所等認証評価制度

保育分野における質の高い福祉人材の確保・育成とサービスの質の向上を図るため、人材の確保・育成等に積極的に取り組む保育所等を青森県が認証します。

[お問い合わせ先] 青森県健康福祉部 こどもみらい課 児童施設支援グループ
〒030-8570 青森市長島1-1-1（北棟6階）
TEL 017-734-9302 FAX 017-734-8091

(5) くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定・プラス認定企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件（令和4年4月改正）を満たした企業は、青森労働局への申請により、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

- ・プラチナくるみん認定(特例認定)：くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行っている企業。
- ・トライくるみん認定：改正前のくるみん認定基準を満たす企業。
- ・プラス認定：上記認定基準に加えて、不妊治療と仕事との両立をサポートする企業。

認定を受けると、「認定マーク」を商品や広告などに付け、子育てサポート企業であることや両立サポート企業であることをPRすることができます。また、公共調達で加点評価を受けることが可能です。

(6) えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定企業

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に關する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした企業は、青森労働局への申請により、厚生労働大臣から「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定）を受けることができ、特に優良である企業は特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けることができます。

認定を受けると、「認定マーク」を商品や広告などに付け、女性の活躍を推進している企業であることをPRすることができます。また、公共調達で加点評価を受けることが可能です。

(4)、(5) 共通

[お問い合わせ先] 青森労働局 雇用環境・均等室
TEL 017-734-4211

資料 あおもり人財確保推進センターを活用した事例集

あおもり人財確保推進センターへご相談いただいた事例と、「青森県人財確保支援事業 専門家派遣」を御利用いただいた事例を紹介します。



～新卒採用に掛かる取組～

事例1

課題内容	高校生の新卒を採用したいがノウハウがないので、どうしたらいいのかわからない。
対応策	高校生の就職活動にはルールがあるため、ハローワークに相談してみる。学校の進路指導部を訪問してみる。
結果	準備期間を経て、翌年の採用活動を行った結果、今年の春に高校生の新卒者を迎えることができた。

事例2

課題内容	高校生の新卒を募集しているが、職場見学や会社説明会などで、生徒にどう対応したらいいのかわからない。なじめないまま終わってしまう。
対応策	笑顔であいさつや親身に丁寧な対応に徹し、説明資料は写真や動画などを用いて動きのあるものを使ってみる。
結果	明るく出迎え、紙資料を使って説明するだけでなく、動画を使ってみたところ、参加した生徒から質問が出るなど関りがうまれ、興味をもってもらった。

事例3

課題内容	大学生の新卒を募集しているが、合同企業説明会などに参加してもなかなか自社ブースに人が集まらない。
対応策	参加学生が立ち寄りやすい雰囲気を作ることが大切。座ったままで待つのではなく、通る参加者に笑顔であいさつしたり資料を配るなどして、ブースに誘導する。丁寧な対応に徹し、説明資料は写真や動画などを用いて動きのあるものを使う。学生たちの年齢とかけ離れているよりは、近い年代の人が対応したほうが学生たちにとっては立ち寄りやすい。
結果	ブースを訪れてくれる人が増加し、多くの人に自社をPRできた。

事例4

課題内容	充実したインターンシップの実施方法を検討している。
対応策	インターンシップ実施の内容をすべて若手社員(入職してから2, 3年の社員)に企画立案をしてもらうこと。参加学生に事前に「やってみたいこと」を確認して、それをプログラムに導入する。
結果	参加学生の反応もよく、充実したインターンシップとなった。参加した学生からの応募があり、採用することができた。

～中途採用、定着にかかる取組～

事例1

課題内容	Webの求人媒体を用いて、求人募集をしているが応募がない
対応策	若い世代はSNSを情報収集にも活用していることから、自社のSNSページで求人募集していることを掲載してみる。
結果	掲載してまもなく、反応があった。

事例2

課題内容	求人を出しているが、問合せも応募もない。
対応策	「事業所の魅力や仕事の内容が伝わる求人票を書く」という視点で求人票を作成する。 そのために、下記について確認して、求人票に記載する。 ①「一緒に働きたい社員のイメージ」= 求めている人物像を明確にする。 ②「求職者が望むこと」「求職者が不安に思うこと」 ③「自社の魅力」= ①②をふまえてアピールしたい魅力を明確にする。 ④仕事の内容= 具体的にわかりやすく記載する。
結果	求職者の目に留まる求人票の書き方がわかった。

事例3

課題内容	求人を出しているが、応募がない。予算もかけられない。
対応策	青森県公式就職サイト「あおもりジョブ」へ掲載してみる。
結果	無料の求人サイトがあることがわかった。また、青森県がやっているものであれば安心。

事例4

課題内容	離職を防ぎ、定着に向けてどんなことに取り組んだらいいのか。
対応策	定期的な面談や従業員がちょっとした悩みや困りごとを相談しやすい環境を作る。
結果	メンター制度の導入と、2カ月に一度の面談を実施することとした。 ブラッシュアップしながら取り組んでいきたい。



人財確保支援事業専門家派遣を利用した事例①



相談内容 求人にか月、応募も問い合わせもない

業種	小売業 従業員25名
採用担当	採用部門はなく、社長がメインで担当し、事務作業を総務担当職員がやっている。

Step1 相談内容の詳しいヒアリング（人財確保推進コーディネーター）

状況	販売スタッフの求人をハローワークに出しているが、数か月、応募も問い合わせもなく、人手不足の状況が続いている。このままでは今いる従業員への負担が増え、不満が募ったり、離職につながるのではないかと心配している。
----	---

Step2 専門家による指導（2回）

助言内容	<ul style="list-style-type: none">・ 求人票の記載内容と求人媒体の見直し・ 雇用形態についても再検討・ 求職者が求人票のどこに着目しているかを理解すること・ 会社としての「強み」や「ウリ」は何かを理解して発信すること
対応策	<ol style="list-style-type: none">① どんなターゲットなのか具体的にイメージする。② 求人情報は求職者目線で、数字なども使ってできるだけ具体的に記載する。③ 応募資格にはわかりやすく優しい表現を使い、ハードルを下げる。④ 中途採用、新卒求人に関わらず応募前の職場見学を受け入れた。⑤ 販売スタッフなので、とくに人手が足りない時間帯はパート・アルバイト求人でも募集をかけることとした。

結果

応募があり、採用できた。
見学は双方にとって効果があった。求職者は事前に職場を見たり、担当者といろいろ話ができただけで「仕事内容を理解し自分がここで働けるか」を考え、応募するしないを判断できたようだ。
企業側も見学者と試験とは違う雰囲気に関わるため、面接試験特有の緊張感などがなく人柄などが伝わりやすい。そのあとに面接ができることは採否について正しい判断ができたと感じている。

人財確保支援事業専門家派遣を利用した事例②

相談内容 応募はあるものの、自社で探しているような人材になかなか出会えない。

業 種 建設業 従業員30名

採用担当 人事担当者2名で担当している。

Step1 相談内容の詳しいヒアリング（人財確保推進コーディネーター）

状 況

- ・求人に対する応募は比較的多くあるが、採用にはいたらない。理由は「求める人材」ではないこと。
- ・どうしたら、自社が求めるような人材から応募をしてもらえるようになるのか、わからずに困っている。
- ・担当者は人事だけを担当しているのではないため、本来の業務に加え、選考や書類送付、電話連絡などの事務作業にも時間がかかってしまう。

Step2 専門家による指導（2回）

助言内容 求める人材像が求職者に伝わっていないことが考えられる。そのため、求める人材像を明確化すること、そのうえで有効な求人方法や選考方法を検討することを提案した。

対 応 策

自社で求める人材像を明確にして、それを求人情報で伝えるようにした。

- ①どのような職場で、どのような人が、どのような思いで働いているのかを、社員の声として掲載（ホームページやパンフレット等）した。
- ②仕事内容を具体的に記載した。
- ③昇給などに係る評価基準を明記した。
- ④選考方法や提出してもらおう応募書類について検討した。

結 果 応募者の絞り込みができたことで、求める人材像に近い人やスキルのある人から応募がきている。

面接以前の書類選考や文書送付などの事務作業の手間がかからなくなった。
まだ採用には至っていないが期待が持てる状況となった。



人財確保支援事業専門家派遣を利用した事例③



相談内容 若い従業員の早期離職が多く、定着しない

業 種 福祉施設関連 従業員48名
採用担当 総務係長が1人で募集活動を担当している。

Step1 相談内容の詳しいヒアリング（人財確保推進コーディネーター）

状 況 職員の年齢差が大きく、世代間のギャップがある。そのため、せっかく若い人が入社しても「職場に受入れられていないと感じてしまう」「周囲の人たちと合わない」などの理由から、若い人たちの早期離職が多い。

Step2 専門家による指導（2回）

助言内容 新しい職場に受入れられるかどうか緊張状態にある場合が多いため、先輩職員が自分の業務に忙しく無関心だと、それを「受入れられていない・冷たい・厳しい」と感じてしまったり、かまいすぎると「信用されていない」など解釈の違いから、早期離職に繋がる場合が少なくない。
そこで、受け入れ態勢を整えることを提案した。

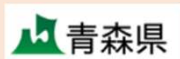
対 応 策

- ①先輩職員に対する研修の実施
新入社員の緊張状態や不安という心理状態を理解することや世代によるコミュニケーション手段の違い、考え方や価値観の変化、多様性の尊重などについて理解を深めてもらうなど新入社員の受入れ姿勢について研修を行った。
- ②新入社員に対する研修の実施
世代によるコミュニケーション手段の違い、考え方や価値観の変化、多様性の尊重などについて理解を深めてもらうことなどの研修を行った。
- ③職場環境の改善
明るく笑顔で挨拶すること、丁寧な言葉遣いで会話することなど職員同士がお互い気持ちよく仕事ができるよう行動することを実践した。
- ④ランチ会の開催
ランチによる懇親会を開催し、親睦を深める機会を作った。

結 果 職場の雰囲気よくなり、声を掛け合って仕事ができる環境になった。それだけではなく、お互いが協力しあって業務を行うため生産性も向上した。
離職者が減り、定着率がよくなった。
今後は定期的な面談の実施による職員個々の悩みや課題の把握と解決に努める。
そのほか人事考課制度の見直しを行う。

資料 支援機関リスト

団体・機関名	住所	電話番号
青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4111
ハローワーク青森	青森市中央2-10-10	017-776-1561
ハローワーク弘前	弘前市南富田町5-1	0172-38-8609
ハローワーク八戸	八戸市沼館4-7-120	0178-22-8609
ハローワークむつ	むつ市若松町10-3	0175-22-1331
ハローワーク野辺地	上北郡野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609
ハローワーク五所川原	五所川原市敷島町37-6	0173-34-3171
ハローワーク三沢	三沢市桜町3-1-22	0176-53-4178
ハローワーク十和田出張所	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176-23-5361
ハローワーク黒石	黒石市緑町2-214	0172-53-8609
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部	青森市中央3-20-2	017-777-1234
青森県商工会連合会	青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館5階	017-734-3394
青森商工会議所	青森市新町1-2-18	017-734-1311
弘前商工会議所	弘前市上鞆師町18-1	0172-33-4111
八戸商工会議所	八戸市堀端町2-3	0178-43-5111
十和田商工会議所	十和田市西二番町4-11	0176-24-1111
黒石商工会議所	黒石市市ノ町5-2 黒石市産業会館2階	0172-52-4316
五所川原商工会議所	五所川原市東町17-5 五所川原商工会館5階	0173-35-2121
むつ商工会議所	むつ市小川町2-11-4	0175-22-2281
青森県商工会議所連合会	青森市新町1-2-18	017-734-1311
青森県中小企業団体中央会	青森市本町2-9-17	017-777-2325
青森県社会保険労務士会	青森市本町5-5-6	017-773-5179
青森働き方改革推進支援センター	青森市本町5-5-6	0800-800-1830
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-777-4066
青森県プロフェッショナル人材戦略拠点	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム7階	017-735-6550
公益財団法人産業雇用安定センター 青森事務所	青森市新町1-2-18 青森商工会議所会館4階	017-777-8702
青森県福祉人材センター	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2階	017-777-0012
青森県保育士・保育所支援センター	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2階	017-718-2225
青森県農業労働力求人マッチングサイト	青森市東大野2-1-15 青森県農業協同組合中央会	017-729-8762
ジョブカフェあおもり ウーマンワーキングカフェ	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム3階	017-731-1311
ネクストキャリアセンターあおもり	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム7階	017-723-6350



(青森県商工労働部 労政・能力開発課)